

(トルコ特許庁により公表された救済措置の仮訳)

2011 年 3 月 11 日に日本で発生した大災害を受けてトルコ特許庁からの通達

11.04.2011

トルコ特許庁は、日本を襲った壊滅的大地震および津波により多くの人命が失われたという悲劇を聞くに至り、大きな悲しみを抱くと共に、日本の皆様に対して心からのお見舞いを申し上げたい。また、この悲惨な災害により被災された皆様のために心よりお祈り申し上げる。

トルコ特許庁は、2011 年 3 月 11 日に日本で発生した地震および津波の影響に関し、被災した出願人および特許権者を対象に、特許権保護に関するトルコ特許法第 551 号 (the Decree Law 551 Pertaining to the Protection of Patent Rights) 第 134 条で定められた「不可抗力の理由」に相当すると考える。

日本を襲った自然災害およびそれに伴う大規模な影響を鑑み、トルコ特許庁は以下の点に留意する。

トルコ特許庁は、特許出願人/特許権者の手続において、法的適応範囲内で、日本の現況を考慮することとする。

法定期間および期間延長の可能性について、下記に挙げた、特許権保護に関するトルコ特許法第 551 号、トルコにおける欧州特許の付与に関する条約 (欧州特許条約) の施行規則 (Regulations Regarding the Implementation of the Convention on the Grant of European Patents (European Patent Convention) in Turkey)、および特許協力条約 (PCT) の各条項を参照していただきたい。

トルコ特許法第 551 号第 173 条「年金」および第 134 条「不可抗力の理由による年金の不払い」に関する定め

年金の不払いにより特許権が終結する場合であって、当該手数料が支払われ得なかった理由につき、特許権者が不可抗力の証拠を提出する場合は、特許権は再び有効なものとなる。不可抗力の主張は、特許権の終了に係る公告から 6 月以内に提出されるものとする。

トルコ特許法第 551 号第 162 条「庁の決定、実用新案登録証の付与及び公告」に関する定め

実用新案登録証付与の決定の通知後 3 月以内に、登録手数料を納めなければならない。また、決定の通知後 3 月以内に所定の手数料を納付することで、3 月の期間延長が認められる。同じ規定が特許にも適用される。

トルコにおける欧州特許の付与に関する条約(欧州特許条約)の施行規則第 12 条
欧州特許明細書の翻訳文提出に、更に 3 月の延長を請求することもできる。

PCT 条約第 22(1)条、第 39(1)(a)条および第 48(2)(a)条、国内段階移行に関する期間
トルコを指定官庁とする PCT 国際出願の国内段階への移行期間は、優先日から 30 月とする。ただし、トルコ国内段階へ移行する際に、国内段階移行の期間延長手数料が納付された場合、(優先日から最大 33 月まで)期間延長が可能となる場合がある。また、意図しない原因により 33 月以後に国内段階に移行した出願に対しては、追加の期間延長も可能である。

PCT 条約第 22 条または第 39(1)条、トルコ特許庁への国際出願翻訳文提出に関する定め

トルコ語翻訳文は、国内段階移行時に出願書類に添付される。国内段階移行時に翻訳文が添付できない場合、移行時にトルコ語翻訳文提出のための期間延長請求手数料を納付するものとする。国内段階移行手数料は、国内段階へ移行した日から 7 日以内(土日を含む)に支払い、翻訳文については 1 月以内に提出するか、または国内段階へ移行した日から更に 3 月後を期限として提出することが可能である。ただし、トルコ語翻訳文の提出に関する期間延長には、延長請求を提出する必要があり、また関連する手数料を納付しなければならない。

さらなる情報が必要な場合は、次の URL にアクセスしてください。

http://www.tpe.gov.tr/portal/default_en.jsp?sayfa=121